

福岡県公報

平成26年9月26日
第3631号

目次

公 告 (第814号 - 第819号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○落札者等の公示	(財産活用課)	6
○落札者等の公示	(財産活用課)	6
○落札者等の公示	(財産活用課)	7
○落札者等の公示	(財産活用課)	7
○落札者等の公示	(財産活用課)	8
○落札者等の公示	(財産活用課)	9
○落札者等の公示	(財産活用課)	9

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
収用委員会		
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	12
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	13
雑 報		
○審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び報告の公表	(教育庁企画調整課)	13
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	17
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	21
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	21
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	23
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	24

- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………25

告 示

福岡県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	中 尾 大刀洗 線	前	久留米市田主丸町中尾 171番1先から 久留米市田主丸町中尾 169番1先まで	9.1 ～ 9.2	18.2
			後	久留米市田主丸町中尾 171番1先から 久留米市田主丸町中尾 169番1先まで	9.7 ～ 18.1	

福岡県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直 方	県道	直 方 線 芦 屋	前	鞍手町大字小牧388番先 から 鞍手町大字小牧333番1 先まで	9.0 ～ 18.0	240.0
			後	鞍手町大字小牧421番先 から 鞍手町大字小牧330番先 まで	9.0 ～ 46.6	315.0

福岡県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	節 丸 新田原 停車場 線	前	京都郡みやこ町徳永2045 番先から 行橋市大字道場寺562番 1先まで	4.7 ～ 6.0	68.5
			後	京都郡みやこ町徳永2045 番先から 行橋市大字道場寺562番 1先まで	7.5 ～ 7.7	

福岡県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	節丸 新田原線 停車場	京都郡みやこ町徳永2045番先から 行橋市大字道場寺562番1先まで

福岡県告示第818号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川上伊良原字カヤカ迫2268の2、2268の3、2269、2282の2、2283、2284の1（次の図に示す部分に限る。）、2284の2から2284の4まで、2291の2、2291の3、2295・字柳瀬2301の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2301の3、2302の2（次の図に示す部分に限る。）、2302の3、2304の3、2318の2・2319の1・2319の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2319の3、2325の1・2325の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2325の4、2331の2（次の図に示す部分に限る。）、2331の3、2334（次の図に示す部分に限る。）、2335、2340の1・2340の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2340の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第819号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字遠野2916の2、字飯野2986の1（次の図に示す部分に限る。）、2986の2から2986の5まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

北野町鳥巢高良土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏 名	住 所
権 藤 晴 義	久留米市北野町高良2079番地2

2 就任監事

氏名	住所
権 藤 富 秀	久留米市北野町高良2140番地3

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成26年8月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ゆめモール筑後
 (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
その他テナント未定（全7社）	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年5月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,767平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
第1駐車場（敷地東側）	100
第2駐車場（敷地中央）	199
第3駐車場（敷地西側）	36
合計	335

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
A棟駐輪場：（A棟建物南側）	134
B棟駐輪場：（B棟建物南西側）	20
C棟駐輪場：（C棟建物東側）	10
飲食棟駐輪場：（飲食棟4建物西側）	10
合計	174

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
No.1 荷さばき施設（A棟北東側）	519
No.2 荷さばき施設（A棟北西側）	624
No.3 荷さばき施設（B棟北側）	181
合計	1,324

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
No.1 廃棄物保管施設（A棟一テナント1建物内北西側）	5.40
No.2 廃棄物保管施設（A棟一テナント2建物内北西側）	6.00
No.3 廃棄物保管施設（A棟一SM建物内北東側及び建物外北東側）	32.00
No.4 廃棄物保管施設（A棟一テナント3建物内北東側）	5.40
No.5 廃棄物保管施設（A棟一テナント4建物内北東側）	3.93
No.6 廃棄物保管施設（B棟一テナント1建物内北西側）	8.50
合計	61.23

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イズミ	午前8時00分	午後11時00分
A棟一テナント1	午前8時00分	午後11時00分
A棟一テナント2	午前8時00分	午後11時00分
A棟一テナント3	午前8時00分	午後11時00分
A棟一テナント4	午前8時00分	午後11時00分
A棟一テナント5	午前8時00分	午後11時00分
B棟一テナント1	午前8時00分	午後11時00分
C棟一テナント1	午前8時00分	午後11時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時00分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 駐車場敷地周辺（北側西寄り、東側中央、南側）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
No.1～No.3 荷さばき施設	午前6時00分～午後9時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市池浦字川原田372番76
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮若市本城1124番3 B-10
谷口 佑介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字橋本941番1及び942番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区青葉五丁目12番4号
株式会社井上建設
代表取締役 井上 政機

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年8月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人やまぼうし

(2) 代表者の氏名

今任 志津子

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原2622番地8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、茶道、水墨画又は折紙の各地でのイベント開催や教室の開催を通じて文化及び芸術の振興を図り、もって国民の教養と、地域における日本文化の発展に寄与するとともに、日本文化を通じて国際交流を図ることを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

福岡県庁舎電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成26年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

219,225,653円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

農林業総合試験場電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

農林業総合試験場

(2) 所在地

筑紫野市大字吉木587

- 3 落札者を決定した日
平成26年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
丸紅株式会社 国内電力プロジェクト部
 - (2) 住所
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
27,866,412円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
福岡県有施設その1（16施設）電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
伊良原ダム建設事務所 外15箇所
 - (2) 所在地
京都郡みやこ町犀川横瀬1912-1 外15箇所
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

- 伊藤忠エネクス株式会社
- (2) 住所
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,412,554円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
福岡県有施設その2（11施設）電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
田川県税事務所 外10箇所
 - (2) 所在地
田川市大字伊田3292-2 外10箇所
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
伊藤忠エネクス株式会社
 - (2) 住所
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

68,520,516円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

福岡県有施設その3（6施設）電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立図書館 外5箇所

(2) 所在地

福岡市東区箱崎一丁目41-12 外5箇所

3 落札者を決定した日

平成26年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社エネット

(2) 住所

東京都港区芝公園二丁目6番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

51,581,667円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

福岡県有施設その4（8施設）電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

那珂県土整備事務所 外7箇所

(2) 所在地

大野城市白木原三丁目5番25号 外7箇所

3 落札者を決定した日

平成26年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,349,434円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
福岡県有施設その5（9施設）電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
那珂県土整備事務所 外8箇所
 - (2) 所在地
大野城市白木原三丁目5番25号 外8箇所
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
丸紅株式会社 国内電力プロジェクト部
 - (2) 住所
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
49,002,589円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
福岡県有施設その6（13施設）電力供給

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県立美術館 外12箇所
- (2) 所在地
福岡市中央区天神五丁目2-1 外12箇所

- 3 落札者を決定した日

平成26年8月5日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
伊藤忠エネクス株式会社
- (2) 住所
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

42,435,787円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日

平成26年6月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
福岡県有施設その7（16施設）電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
苅田港務所 外15箇所
 - (2) 所在地

京都郡苅田町港町29番地 外15箇所

3 落札者を決定した日

平成26年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

伊藤忠エネクス株式会社

(2) 住所

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,373,384円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月20日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年9月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブレl苅田

(2) 所在地 京都郡苅田町殿川町1-7

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場No.1 (建物西側)	40台	駐輪場No.1 (建物西側)	40台
駐輪場No.2 (建物南側)	24台	駐輪場No.2 (建物南側)	24台
合計	64台	合計	64台

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
2	建物敷地南側	3	建物敷地南側及び西側

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) コメリホームセンター豊前店

(2) 所在地 豊前市大字赤熊239番地3ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車場需要の充足等交通に関する事項

- ・意見なし
- (2) 歩行者通行の利便の確保等
 - ・小学校の通学路に面しているため、オープン時の車輛出入口と登下校児童との交差について、安全対策に配慮すること。工事期間中も同様に細心の注意で安全対策を講じること。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・消防水利に至る距離を示した図面を総務課に提出すること。
- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・騒音、振動規制法の規定に基づく特定建設作業を伴う場合は、事前の届出をし、規制を遵守すること。
- (6) 廃棄物に係る事項等
 - ・事業者は、豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任によって適正に処理すること。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
 - ・意見なし
- (8) その他
 - ・意見なし

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人食が紡ぐいのちの輪
- (2) 代表者の氏名
畠中 廣子
- (3) 主たる事務所の所在地
糸島市志摩芥屋3288番地の214
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、「食」を中心に据えた「食育」・「子育て支援」・「世代間交流」に関する事業を行い、「食」を中心に据えたまちづくりの具現化に寄与することを目的とする。

公告

福岡県が発注する物品の調達に係る落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称
運転者管理システム用プリンタサーバ機器等賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年8月20日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額
190,382,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年7月8日

収用委員会

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年9月26日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
福岡県
- 2 事業の種類
二級河川那珂川水系那珂川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業・左岸：福岡県筑紫郡那珂川町大字道善字堀田地内から同町大字別所字測ノ上地内まで、右岸：同町仲一丁目地内から同町大字山田字西川原地内まで）、これに伴う国道、県道及び町道付替工事並びに県道及び町道付替工事に伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田字野間尻	1165番1	田	572.69（588）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積117.04平方メートル
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田字門田	1333番	田	1,343.46（1,343）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積149.13平方メートル、4.39平方メートル、0.13平方メートル

（注） 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
登記名義人藤島政之の相続人
藤島康治（持分3分の1）
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田549番地4
藤島順子（持分3分の1）
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田1003番地
藤島真（持分6分の1）
神奈川県厚木市林二丁目3番11-101号
藤島健（持分6分の1）
東京都杉並区成田西一丁目1番8号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(1) 福岡県筑紫郡那珂川町大字山田字野間尻1165番1の土地に関して権利を有する関係人
登記名義人萬小太郎の相続人
井手時子（持分5分の1）
福岡県朝倉市杷木池田255番地
萬ミヨ子（持分10分の1）
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田1050番地3
行武俊子（持分30分の1）
福岡県朝倉郡筑前町東小田1089番地1
安藤勝子（持分30分の1）
福岡県春日市泉一丁目123番地
萬利宏（持分30分の1）
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田1050番地3
スミナカガワ（持分5分の1）
アメリカ合衆国カリフォルニア州フレズノ市
イーストクロムウェル通り1623番地

禪院末千代（持分10分の1）

福岡県筑紫郡那珂川町片縄北三丁目5番11号

禪院利昭（持分40分の1）

福岡県筑紫郡那珂川町片縄北三丁目5番11号

高橋朝代（持分40分の1）

福岡県福岡市南区鶴田四丁目50番5号

桐谷千津留（持分40分の1）

長崎県対馬市厳原町西里117番地7

禪院洋光（持分40分の1）

大阪府大阪市住吉区苅田一丁目7番1号

農林水産省住吉宿舍102号

萬省悟（持分5分の1）

福岡県筑紫郡那珂川町大字山田1009番地

抵当権

(2) 福岡県筑紫郡那珂川町大字山田字門田1333番の土地に関して権利を有する関係人なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年9月5日

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年9月26日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

二級河川那珂川水系那珂川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業・左岸：福岡県筑紫郡那珂川町大字道善字堀田地内から同町大字別所字測ノ上地内まで、右岸：同町仲

一丁目地内から同町大字山田字西川原地内まで）、これに伴う国道、県道及び町道付替工事並びに県道及び町道付替工事に伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田字新飼	1128番	田	1,542.58（1,534）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積399.88平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

鬼塚健吉（持分3分の2）

福岡県筑紫郡那珂川町大字別所1071番地7

鬼塚友恵（持分3分の1）

福岡県筑紫郡那珂川町大字別所1071番地7

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

筑紫農業協同組合

福岡県筑紫野市杉塚三丁目3番10号

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年9月5日

雑 報

福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会公告

高等学校生徒受入れの長期計画案に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第2項の規定により、平成26年7月22日から平成26年8月4日までの間意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成26年8月27日に教育委員会へ報告しましたので、同要綱第8条の規定により、次のとおり公表します。

平成26年9月26日

福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会会長 梶山 千里

第1 報告の名称

高等学校生徒受入れの長期計画について

第2 報告の要旨

- 1 計画策定の期間
- 2 中学校卒業生数の見込み
 - (1) 全県的な傾向
 - (2) 各地区の傾向
- 3 高等学校進学率及び進学者の動向
 - (1) 進学率の実績と今後の推移
 - (2) 進学率の算出方法及び進学者数
- 4 受入れ計画
 - (1) 受入れ計画の基本原則
 - (2) 各地区ごとの受入れ生徒数
 - ア 北九州地区
 - イ 福岡地区
 - ウ 筑後地区
 - エ 筑豊地区
- 5 今後の公私立高等学校の在り方
 - (1) これからの公私の在り方
 - (2) 長期計画実施のための公私間協議

6 留意事項

第3 事案の閲覧場所等

- 1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7福岡県庁内）
- 2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8小倉総合庁舎内）
- 3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1久留米総合庁舎内）
- 4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1飯塚総合庁舎内）
- 5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1行橋総合庁舎内）
- 6 福岡県のホームページ

([http:// www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/choki-2.html](http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/choki-2.html))

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2131回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2131回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成26年10月8日から
平成26年10月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成26年10月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年10月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	3,000円	6,000本

6	等	1,000円	30,000本
7	等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2132回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2132回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年10月15日から
平成26年10月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年10月15日
- 7 せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
---	---	-------	-------

1	等	1,000,000円	25本	
2	等	100,000円	50本	
3	等	30,000円	165本	
4	等	1,000円	15,175本	
5	等	200円	250,000本	
敢	闘	賞	10,000円	12,500本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2133回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2133回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年10月22日から
平成26年11月4日まで

6 抽 せ ん 日 平成26年11月6日

7 当せん金支払開始日 平成26年11月11日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	100,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	30本
4 等	30,000円	300本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	300,000本
実りの秋賞	10,000円	6,000本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2134回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2134回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成26年10月29日から
平成26年11月11日まで

6 当せん金支払開始日 平成26年10月29日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	100本
2 等	50,000円	125本
3 等	10,000円	500本
4 等	3,000円	25,000本
5 等	1,000円	39,050本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2135回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2135回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成26年11月5日から
平成26年11月18日まで
- 6 抽せん日 平成26年11月20日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年11月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	75本
4等	10,000円	1,000本
5等	5,000円	2,500本
6等	1,000円	25,000本
7等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2136回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2136回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年11月12日から
平成26年11月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年11月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	50本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	1,000本
4等	3,000円	25,000本
5等	1,000円	30,350本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2137回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2137回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年12月10日から
平成26年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年12月10日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	8本
2 等	100,000円	160本
3 等	10,000円	1,600本
4 等	500円	47,600本
5 等	200円	400,000本

クリスマス賞	5,000円	40,000本
--------	--------	---------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2138回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2138回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円
10万通 80組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年12月20日から
平成27年1月7日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年1月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年1月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	180,000,000円	1本
1	等の前後賞	10,000,000円	2本
1	等の組違い賞	100,000円	79本
2	等	10,000,000円	3本
3	等	3,000,000円	4本
4	等	1,000円	80,000本
5	等	200円	800,000本
一	富士賞	1,000,000円	80本
二	鷹賞	100,000円	800本
三	茄子賞	10,000円	8,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2139回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2139回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円

350万通

- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年12月26日から
平成27年1月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年12月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	7,770,000円	7本
2	等	100,000円	161本
3	等	10,000円	448本
4	等	1,000円	82,950本
5	等	200円	350,000本
お	年玉賞	5,000円	17,500本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2140回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2140回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年1月7日から
平成27年1月20日まで
- 6 抽せん日 平成27年1月22日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年1月27日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2等	1,000,000円	4本
3等	100,000円	105本
4等	10,000円	1,400本
5等	1,000円	35,000本
6等	100円	350,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2141回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

- 平成26年9月26日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において
- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名称 第2141回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年1月14日から
平成27年1月27日まで
- 6 抽せん日 平成27年1月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年2月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	60本
4等	30,000円	300本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	300,000本
新春幸運賞	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2142回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2142回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年1月28日から
平成27年2月10日まで
- 6 抽せん日 平成27年2月13日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年2月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	6本

3等	100,000円	60本
4等	10,000円	1,200本
5等	5,000円	6,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2143回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2143回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年1月28日から
平成27年2月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年1月28日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	170本
2 等	50,000円	250本
3 等	10,000円	620本
4 等	3,000円	25,000本
5 等	1,000円	30,700本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2144回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2144回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成27年2月3日から
平成27年2月17日まで

6 抽 せ ん 日 平成27年2月19日

7 当せん金支払開始日 平成27年2月24日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	50,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	9本
3 等	100,000円	90本
4 等	50,000円	600本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	300,000本
女神のプレゼント賞	10,000円	6,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2145回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2145回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年2月11日から
平成27年2月24日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年2月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	25本
2 等	100,000円	50本
3 等	10,000円	500本
4 等	500円	29,800本
5 等	200円	250,000本
まるちゃん賞	5,000円	25,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2146回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2146回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年2月18日から
平成27年3月3日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年3月5日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年3月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	3,000円	9,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2147回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2147回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年2月25日から
平成27年3月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年2月25日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	500,000円	80本
2	等	50,000円	160本
3	等	10,000円	320本
4	等	3,000円	20,000本
5	等	1,000円	29,080本
6	等	200円	200,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2148回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2148回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年3月14日から
平成27年3月27日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年3月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年4月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	60,000,000円	1本
1	等の前後賞	10,000,000円	2本

1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	9本
3等	100,000円	120本
4等	30,000円	600本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	300,000本
春きらきら賞	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2149回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年9月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2149回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年3月18日から

平成27年3月31日まで

- 6 抽せん日 平成27年4月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年4月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2等	1,000,000円	5本
3等	100,000円	25本
4等	10,000円	250本
5等	3,000円	5,000本
6等	1,000円	25,000本
7等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。